

令和8年度広島県児童生徒1人1台端末等共同調達に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、広島県内の市町が共同で調達する義務教育課程の児童生徒1人1台端末等に関して、優れた供給能力を有する契約の候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルに係る応募の手続等について必要な事項を定めるものとする。

2 共同調達について

- (1) 広島県G I G Aスクール推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する共同調達とは、児童生徒1人1台端末等調達を実施する必要がある広島県内の市町が共同で物品の調達を行うことをいう。
- (2) 共同調達にあたっての契約候補者選定は協議会が執り行い、調達物品に係る契約は、原則として本調達に参加する教育委員会（以下「各教育委員会」という。）と契約候補者の間で協議の上、各教育委員会を設置する自治体（以下「各自治体」という。）と契約候補者が、見積金額をもって個別に締結する。また、各教育委員会が希望する場合は、契約候補者と協議の上、有償オプション等を追加して契約できるものとする。
- (3) 各教育委員会と契約候補者の協議により、機器台数等は変更することができるとする。なお、各自治体の議会における予算議決状況により台数等を変更する場合がある。その際、各教育委員会及び各自治体の立場に何ら影響を与えないものとする。

3 業務に関する各種事項

- (1) 名称
令和8年度広島県児童生徒1人1台端末等共同調達
- (2) 実施者
広島県G I G Aスクール推進協議会
- (3) 納入期限及び納入場所
令和8年度広島県児童生徒1人1台端末（ChromeOS）等共同調達に係る提案依頼書（以下「提案依頼書」という。）別紙1のとおり。詳細は、契約候補者と各教育委員会が協議の上、決定することとする。なお、各自治体における実際の発注を保証するものではない。
- (4) 1台あたりの単価限度額
55,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）（※）
※ 基本パッケージの額であり、有償オプション（いわゆる「応用パッケージ」に相当するもの）等には適用しない。
- (5) 内容
提案依頼書のとおり。
- (6) 参加申込及び提出期限
4の（1）に示す提出書類について、次の期限までに、11に示す提出先に持参又は郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第

6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)に加え、電子メールによって提出すること。(※)

ア 令和8年3月2日(月)17時:4の(1)のアからオ及びケ

イ 令和8年3月17日(火)17時:4の(1)のカからク

※ 留意事項

- 持参での提出は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く、午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。
- 郵便等及び電子メールでの提出は、期限までに必着すること。
- 電子メールでの提出は、電子媒体の容量が5メガバイトを超過する場合は、提出先に相談すること。

(7) 審査方法

本プロポーザルは、書類及びプレゼンテーション等による選定とする。評価は、評価基準に基づき、各評価項目に配点を付して行い、最高得点の者を契約候補者として決定する。なお、企画提案者が1者のみの場合も、所定の審査の上、決定するものとする。

ア 第1次審査(書類による審査)

令和8年度広島県児童生徒1人1台端末等共同調達に係る公募型プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)が、企画提案者から提出された書類の審査を行い、要求する水準を満たしている上位3者程度を第2次審査の対象として選定する。

イ 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリングによる審査)

第1次審査において第2次審査の対象として選定された企画提案者が、オンライン形式によりプレゼンテーション(20分)及びヒアリング(20分)を行う。別に定める評価基準により、選定委員会が評価した順位が最も高い提案者を契約候補者とする。

(ア) プrezentationは、業務の主体となるプロジェクトマネージャーが、資料に沿って、重要なポイントを押さえて説明すること。

(イ) 企画提案者がプレゼンテーションを実施した後に、選定委員会の審査委員から提案内容等に関するヒアリングを行うため、簡潔に回答すること。

(ウ) 契約候補者の選定に当たっては、企画提案者が特定されない形式で実施するため、事業者名を発言しないこと。

ウ 評価項目

評価項目については、3の(6)のアに示す書類提出の際に交付する「令和8年度広島県児童生徒1人1台端末等共同調達公募型プロポーザルに係る評価項目」に基づき記載した項目を対象に評価を行う。

(8) 実施日時等

10に示すとおり。

(9) 審査結果

全ての企画提案者に書面で通知する。

4 提出書類

企画提案者の状況や本事業への取組体制及び管理運用能力等を審査するため、次の資料についてそれぞれ電子媒体及び紙媒体（正本1部、副本1部）（※）の提出を求めるものとする。

（1）提出書類の種類

提出書類は、次のとおりとする（※）。

ア 企画提案応募申請書

（ア）単独の事業者の場合

企画提案応募申請書【様式1-1】

（イ）特定業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）の場合

企画提案応募申請書【様式1-1】、共同企業体構成書【様式1-2】及び委任状【様式1-3】

イ 会社概要書【様式2】

ウ 実績書【様式3】

エ 業務実施体制

執行図【様式4-1】及び役割別【様式4-2】

オ 誓約書【様式5】

カ 見積書【様式6】

詳細見積（任意様式）

キ スペック表【様式7】

ク 企画提案書（任意様式）

ケ 参加資格を証する書類

「公募型プロポーザル実施要領別紙 提出書類一覧」に示すとおり。

※ 契約候補者の選定に当たっては、企画提案者が特定されない形式で実施するため、次の資料の電子媒体及び紙媒体（副本）には、事業者名を記載しないこと。

- ・ ウ 実績書【様式3】
- ・ エ 業務実施体制（執行図【様式4-1】及び役割別【様式4-2】）
- ・ カ 詳細見積（任意様式）
- ・ キ スペック表【様式7】
- ・ ク 企画提案書（任意様式）

（2）提出書類の書式

ア 紙媒体の提出資料は、原則A4判で作成し指定の様式を用いること。ただし、A3判の折込みは可とする。

イ 企画提案書については、タテ、ヨコを統一し、表紙及び目次を付けること。また、枚数は、参考資料も含めて20枚（両面40ページ）以内とする。なお、作成はMicrosoft PowerPointが望ましい。

ウ 提案説明は、専門用語をできるだけ避けるなど、平易な表現に努め、要点を簡潔にまとめること。専門性の高い用語は、書面に注釈を付記する等、内容が正しく把握できるよう工夫すること。

エ 詳細見積については、別紙「提案依頼書」に示す調達機器（端末・周辺機器）、ソフトウ

エア、保守・保証、導入に係る役務等の内訳の数量及び金額を記載すること。なお、作成は Microsoft Excel が望ましい。

(3) 提出書類の構成

提出資料には、次の事項を記載すること。

ア 実績書

小中学校(私立含む)、国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体向け情報端末等導入に関する事業等のうち、過去7年間(令和元年度から令和7年度までの間)に契約を締結又は現在運用している実績について記載すること。

イ 業務実施体制

(ア) 配送やキッティング等に係る体制を具体的かつ明確に説明すること。(共同体での実施の場合は事業者間の連携体制も併せて説明すること。)

(イ) 業務に係わる担当者等で本業務に有用な資格・実績があれば記載すること。

ウ 見積書及び詳細見積

(ア) 見積書については、基本パッケージ(補助金額の範囲内)の総計金額を記載すること。

(イ) 詳細見積については、有償オプション(応用パッケージ)等の単価を示すこと。

(ウ) 初年度に係る経費及び2年目以降にかかる経費がある場合はその内訳を記載すること。

エ スペック表

(ア) 調達機器(端末・周辺機器)、ソフトウェア、保守・保証、導入に係る役務等を記入すること。

(イ) 仕様書のスペックを上回る点があれば記入すること。

(ウ) カタログがあれば添付すること。

オ 企画提案書の内容

(ア) 会社の特質

(イ) 業務実施体制

(ウ) 端末構成等

(エ) 導入作業

(オ) 見積金額

(カ) 応用パッケージ部分

(キ) 端末の回収

詳細は、提案依頼書を参照のこと。

(4) 提出書類の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。その他の書類で外国語による記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。

5 質問

(1) 方法：次の電子フォームに記載

[電子フォーム（リンク）](#)

(2) 期間：令和8年2月17日(火)～令和8年3月11日(水)17時

(3) 回答：5開庁日以内に、質問・回答をWebに掲載する。また、回答内容は、本プロポーザルの実施要領や仕様書等に記載する内容の追加又は修正とみなす。回答が掲載されない場合は、広島県GIGAスクール推進協議会事務局（広島県教育委員会事務局学校経営課内）宛てに、電話で確認すること。

6 契約候補者の選定

本プロポーザルは、評価項目に基づき審査する。また、各評価項目の評価指標及び配点については別に定める。

7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単独の事業者又は共同企業体のいずれかとし、共同企業体による提案の場合には、代表する事業者をもって、本プロポーザルに参加することとする。

(1) 要件

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- ア 法人であること。
- イ 過去7か年以内に、小・中学校(私立含む)、国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体と同種又は類似する業務(国・地方公共団体との情報端末等の売買又は賃貸借契約等)の契約を締結し、履行した実績を有すること。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定にいずれも該当しない者であること。
- エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- オ 本調達の参加募集開始日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県及び共同調達に参加する市町から指名停止を受けていない者であること。
- カ 3の(6)のアに示す期限までに、広島県及び各教育委員会を設置する市町の入札参加資格があること。ただし、3の(6)のアに示す期限までに当該資格がない場合は、9の(4)に示す契約までに、入札参加資格を取得する見込みがあること。
- キ 広島県内に事業所を有する者にあっては、県税の全項目に滞納がないこと。
- ク 最近2事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ケ 暴力団(広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員でないこと(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- コ 業務について十分な遂行能力を有すること。
- サ 業務終了までの間、広島県GIGAスクール推進協議会事務局(広島県教育委員会事務局学びの変革推進部学校経営課)との協議、連絡調整が隨時行えること。
- シ 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS(JISQ27001(ISO/IEC27001))認証を取得している、又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク(JISQ15001)の付与を受けていること。(共同企業体の

場合、個人情報等の機微情報を取り扱う業務を行う事業者のみの資格取得で構わない。)

ス 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

セ 事業者の本支店又は営業所が、広島県に 1 か所以上あること。

ソ 応募は、共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。

（ア）共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

（イ）共同企業体を構成する全ての事業者が、参加資格ア、ウからサ及びスの要件を満たす者であること。

（ウ）共同企業体を構成する事業者のうち、個人情報等の機微情報を取り扱う業務を行う事業者がシの要件を満たす者であること。また、共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格イ及びセの要件を満たす者であること。

タ 次に掲げる事項について承諾又は順守すること。

（ア）協議会が契約候補者を選定後、各教育委員会と協議の上、調達内容を確定させること。

（イ）提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担となること。

（ウ）提出した書類等については、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 18 条第 3 項第 3 号の意思表示がない場合、広島県及び各自治体の情報公開条例に基づき公開すること。

（エ）広島県及び各自治体に対する債務がないことを調査すること。

（オ）複数の企画提案書を提出することはできないこと。

（カ）締切り期限経過後の提出は認めないこと。

（キ）提出物の変更又は返却は認めないこと。

（ク）仕様に不適合な事項がある場合で、企画提案書に不適合事項として記載がないときは、全て仕様に適合しているものとして審査するため、仕様に適合させるために追加となる費用を負担すること。

（ケ）選定結果を、ホームページに掲載すること。

（コ）提供する全ての情報について、提案に関与しない第三者に漏洩しないこと。

（サ）企画提案応募申請書を提出後、協議会及び各教育委員会に対し、本件に関する営業行為及び折衝等（第三者を介するものを含む。）を行わないこと。

8 失格事項

本プロポーザルにおいて、企画提案者又は提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

（1）参加資格要件を満たしていない場合

（2）1 台あたりの単価限度額を超過している場合

（3）提出書類に虚偽の記載があった場合

（4）選定結果に影響するような信義に反する行為、不誠実な行為があった場合

9 契約事項

- (1) 選定委員会の評価した得点が最も高い企画提案者を契約候補者とし、契約に係る協議を行う。
- (2) 評価した得点が最も高い場合でも、評価の総合得点が満点の60%に満たないときは、契約候補者としない。
- (3) 契約候補者が契約を締結しない場合又は協議が整わなかった場合は、その特定を取り消し、次点となった企画提案者を契約候補者とし、契約内容について協議を行う。
- (4) 契約候補者は、各教育委員会と仕様書の協議合意後、必要な場合は、速やかに各自治体と仮契約を締結しなければならない。仮契約については、各自治体の規定に基づき、当該契約が各自治体の議会において可決された場合に本契約として成立する旨の条項を付し、議決後に本契約として有効となるものである。議会の可決が得られない時は、本件の契約は無効とする。
- (5) 本手続は、各自治体の予算等の議決を前提とした準備手続であり、議会において当該予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがある。
- (6) 契約に至った場合は、次に掲げる事項を、各自治体のホームページに掲載する場合がある。
 - ア 契約の相手方
 - イ 契約金額

10 スケジュール

- (1) 募集（参加申込み受付）開始 令和8年2月17日（火）
- (2) 参加申込み受付期限 令和8年3月2日（月）17時
- (3) 提案依頼書等に関する質問受付期限 令和8年3月11日（水）17時
- (4) 提案依頼書等に関する質問に対する回答期限 令和8年3月13日（金）
- (5) 企画提案書等提出期限 令和8年3月17日（火）17時
- (6) 第1次審査（書類による審査）結果通知 令和8年3月23日（月）
- (7) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査（オンライン形式））
令和8年3月27日（金）
- (8) 選定結果通知 令和8年4月上旬

11 提出先

広島県G I G Aスクール推進協議会事務局
(広島県教育委員会事務局学びの変革推進部学校経営課内)
〒730-8514 広島県広島市中区基町9番42号（広島県庁東館5階）
電話番号：082-513-4947
電子メールアドレス：kyokeiei@pref.hiroshima.lg.jp

公募型プロポーザル実施要領別紙 提出書類一覧

様式

様式名	提出資料	代表企業	構成企業
ア 企画提案応募申請書			
(ア) 単独の事業者の場合			
企画提案応募申請書	様式 1 - 1	○	—
(イ) 特定業務共同企業体(以下「共同企業体」という。)の場合			
企画提案応募申請書	様式 1 - 1	○	—
共同企業体構成書	様式 1 - 2	○	○
委任状	様式 1 - 3	—	○
イ 会社概要書	様式 2	○	○
ウ 実績書	様式 3	△	△
エ 業務実施体制(執行図及び役割別)	様式 4 - 1 及び様式 4 - 2	○	—
オ 誓約書	様式 5	○	○
カ 見積書	様式 6	○	—
詳細見積	任意様式 (Microsoft Excelが望ましい)	○	—
キ スペック表	様式 7	○	—
ク 企画提案書	任意様式 (Microsoft PowerPointが望ましい)	○	—

参加資格を証する書類

参加資格	提出資料	代表企業	構成企業
ア 法人であること。	履歴事項全部証明書、印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)	○	○
イ 過去7か年以内に、小中学校(私立含む)、国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体と同種又は類似する業務(国・地方公共団体との情報端末等の売買又は賃貸借契約等)の契約を締結し、履行した実績を有すること。(共同企業体の場合、構成する事業者のいずれかのみの実績で構わない。)	契約書写し	○	○
ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定にいずれも該当しない者であること。			
エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者ないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。	アに同じ		—
オ 本調達の参加募集開始日から契約締結日までの間のいずれの日においても、国、広島県及び共同調達に参加する市町から指名停止を受けていない者であること。			
キ 広島県内に事業所を有する者にあっては、県税の全項目に滞納がないこと。	納稅証明書(国(その1、その3の3及びその4)及び広島県)直近2事業年度分	○	○
ク 最近2事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。			
ケ 暴力団(広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例法律第37号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員でないこと(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。	様式5		—
コ 業務について十分な遂行能力を有すること。	決算報告書(貸借対照表、損益計算書)又はこれに類する書類直近2事業年度分	○	○
シ 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMIS(JIS Q27001 (ISO/IEC27001))認証を取得している、又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク(JISQ15001)の付与を受けていること。(共同企業体の場合、個人情報等の機微情報を取り扱う業務を行う事業者のみの資格取得で構わない。)	資格保有を証する書類	△	△
ス 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(再生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。	アに同じ		—
セ 事業者の本支店又は営業所が、広島県内に1か所以上あること。			